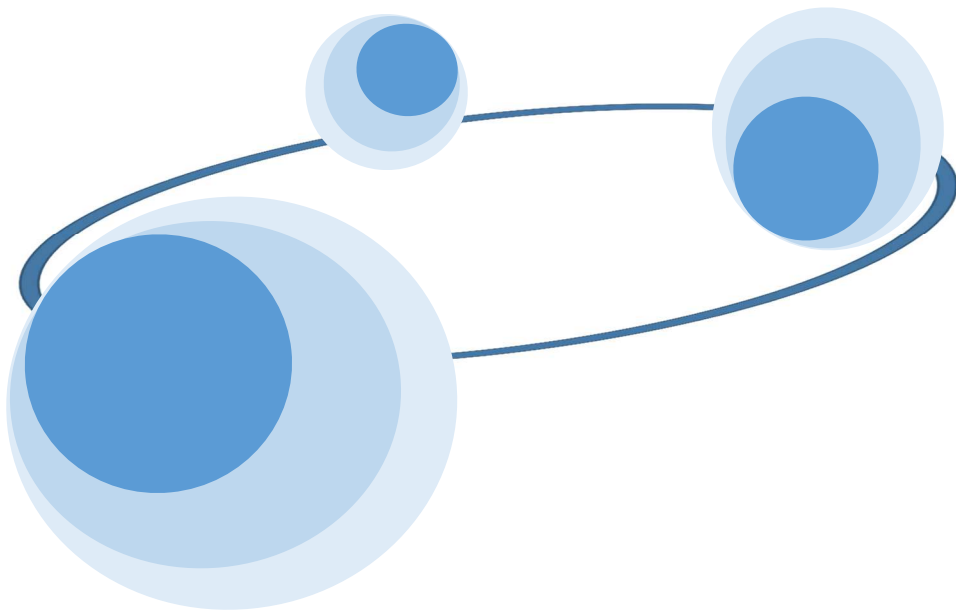


平成28年度

事業計画書（案）



尾鷲市社会福祉協議議会

目 次

基 本 方 針	1
I 企画調整部門	
総 務 係	2～4
地域福祉係	5～12
II 総合相談支援部門	
地域包括支援センター	13～17
紀北地域障がい者総合相談支援センター	18～24
III 介護サービス部門	
居宅介護支援事業所	25
訪問介護事業所	26～27
訪問入浴事業所	28
尾鷲社協デイサービス“いきいき”	29
輪内デイサービスセンター	30～32
※ 尾鷲市福祉保健センター・ 輪内高齢者サービスセンターの管理運営	33

基本方針

社会状況が大きく変容しているなかにあって、地域の生活課題を真摯に受け止め、本会の基本理念である『誰もが安心して生活できるまちづくりを進めていく』をスローガンに、有効かつ効果的に地域福祉活動に取り組んでいきます。

止まらない少子高齢化の進行、地域のつながりの希薄化などに伴い、社会からの孤立感、生活や健康への不安などの問題が顕在化、深刻化しており、地域での人と人のつながりや地域福祉の推進が大きな課題となっています。

尾鷲市も例外ではなく、高齢化率が40%を越える超高年齢地域のなかで、福祉に関する課題が多様化しており、今必要なこと、今後必要なこと等整理し、これらへの取り組みを含め、社協だからこそできる制度の隙間を埋めるサービスをどう創り育んでいくのかを地域の皆さんと共に考え実行していきます。

福祉問題に関する総合的な相談支援態勢を整備していくとともに、昨年度から本格的に取り組んでいる生活困窮者の自立支援に伴う事業を始め、障がい者の一般就労に向けて支援態勢の強化に務めます。

また。新たな事業として、マイクロバスを購入し、地域活動に有効的に活用していくとともに、今年度に製作した、ご当地キャラ「ヤーヤにゃん」を、広報等のイラストやイベントなどに活用し、親しみやすい社協のイメージアップを図ります。

一方で「福祉保健センター」や「輪内高齢者サービスセンター」については、施設の開設以来、指定管理者として引き続き利用しやすい施設運営に努めていきます。

重点目標

- 地域と社協の顔の見える関係づくり
- 信頼される相談支援態勢の充実
- 活発な広報・啓発活動の推進
- 介護事業所の経営改善
- 災害ボランティアセンター運営体制の充実

尾鷲よいとこ「ヤーヤにゃん」



I 企画調整部門

総務係

1. 活動体制の強化

(1) 会務の運営

- ① 役員会の開催
 - ア. 理事会（年4回以上）
 - イ. 評議員会（年4回以上）
- ② 必要な部会・委員会等の設置と定期的な開催
- ③ 定期的な監査の実施（年4回）

(2) 事務局体制の強化

- ① **新規事業受託等に伴う職員態勢の充実（新規）**
- ② 所属長会議の充実による事業強化と連携及び総合調整
- ③ 介護事業等の必要な職員の確保と介護支援専門員、介護福祉士等専門資格取得の奨励
- ④ 職員研修態勢の強化・充実
 - ア. 初級、中堅職員研修、管理職員研修等への参加
 - イ. 職員の意識改革と資質向上を図るための職員研修及び課題別研修
 - ウ. 安全運転講習の開催、救急講習等への参加
 - エ. 東海北陸ブロック大会への参加
- ⑤ 事務処理の効率化
- ⑥ 新会計基準移行後の適切な会計処理
- ⑦ 情報公開に対応した文書管理と個人情報の保護

(3) 中長期事業計画策定に向けて

- ① 各係協同による既存事業の見直し
- ② 所属長等による目標整備

(4) 災害時における避難者安全確保体制と資機材の確保

- ① 職員災害応急態勢の確立と有事における避難者受入
- ② 災害時活動資機材の備蓄
- ③ 小災害に対する見舞い、日用物資の援助
- ④ 各係協働で災害訓練の実施及び対応マニュアルの作成



2. 地域福祉財源の確保と活用

(1) 公的財源の確保

- ① 委託事業及び補助事業の確保

(2) 自主財源の確保

① 善意銀行寄付金品の受配と地域福祉基金の効果的な運用

(3) 地域社会貢献（新規）

① マイクロバスの購入による地域活動支援

ア. マイクロバスを利用した各種団体等の活動支援

② ご当地キャラ「ヤーヤにゃん」の有効活用



3. 県社協・近隣社協との連携強化

(1) 近隣社協との連携強化と協力態勢の強化を図り、研修会の開催や広域的な活動の展開、災害時協力態勢の推進

(2) 三重県社会福祉法人地域公益活動「みえ福祉の『わ』創造事業（仮称）」への参画（新規）

4. 福祉団体活動との連携と活動支援

(1) 民生委員児童委員協議会との連携強化

(2) 尾鷲市老人クラブ連合会との連携と支援

(3) 尾鷲市遺族会との連携と支援

① 尾鷲市戦没者追悼式の共催

5. 介護事業所の経営改善

(1) 介護事業所の経営改善の継続

① 「経営体」としての採算性・効率性の推進

6. 職員の処遇改善

(1) 職員の処遇改善

① 26年度策定した職員処遇改善計画に則り、職員の処遇改善

② 介護事業処遇改善加算取得による介護職員の処遇改善

7. 苦情解決態勢の構築

(1) 苦情相談室の運営

① 苦情解決態勢の確保

② 苦情解決責任者・苦情解決担当者の設置

(2) 第三者委員の委嘱

(3) 第三者委員会の開催（随時・定期委員会年2回開催）

(4) 第三者委員の研修（年1回）

(5) 苦情内容の記録、保存の管理

(6) 運営適正化委員会等の関係機関との連携、報告

- (7) 事業所内での職員研修の開催
- (8) 職員の質の向上、苦情の透明性の確保
- (9) 住民への情報提供・広報活動、事業所内でのポスター掲示
- (10) 地域からの要望、意見、苦情を吸い上げられる態勢づくり

地域福祉係

[基本方針]

『相談・生活支援』と『福祉のまちづくり』

専門的かつ総合的視点から相談者の『相談・生活支援』と、福祉課題を地域住民参画で支え合うシステム『福祉のまちづくり』の態勢づくりを目指す。

[重点目標]

1. 生活再生事業の整備と権利擁護

生活困窮者の自己肯定と就労支援を含めた生活再生を目指し、寄り添いながら支援する。また、相談窓口を持つ他係と連携し相談者の権利擁護の視点に基づく支援に努める。

2. ボランティアセンターの強化

活動者の主体性を引き出しながら、ボランティアニーズに繋げるコーディネーター機能の充実と人材養成を行う。また、災害時における災害ボランティアセンター設置協定の締結と災害時を想定した災害ボランティアセンター設置訓練を実施する。

3. 繋がり・支え合う住民参加の地域づくり

地域福祉課題を解決するために、地域の活動団体・住民の関係づくりを推進するとともに、市民活動を支援し地域のふれあいづくりを行う。

[事業方針]

◇相談・生活支援

1. 生活相談事業

(1) 総合相談事業

① 総合相談事業

住民生活の困りごと・心配ごとに対し、ワンストップ窓口として総合相談窓口を設置する。また地域包括支援センターや障がい者総合相談支援センター、外部機関と連携し、セーフティネットとしての相談機能を強化する。

② 相談事例勉強会の実施

相談窓口を持つ地域福祉係、地域包括支援センター、障がい者総合相談支援センターで総合相談事例を通じた勉強会を開催し、情報交換とソーシャルワーク能力の向上を図る。

2. 生活再生事業

(1) 生活再生相談（受託名：生活困窮者自立支援事業）

① 自立相談支援

生活に困窮している方を対象として、計画的に生活困窮状態からの脱却するための支援を行う。

② 家計相談支援

生活困窮者のうち、家計管理に問題がある方を対象として、計画的に家計管理に関する相談援助を行い、経済的自立を支援する。

③ 被保護者就労支援（新規）

生活保護受給者を対象として、就労に向けた支援を行う。

(2) 生活資金貸付

① 生活福祉資金貸付相談

三重県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業を活用し安定した生活が送れるよう支援する。

② 福祉金庫緊急貸付事業

一時的な困窮状態など緊急的に金銭的援助が必要な方を対象として、少額貸付を行い生活再建を支援する。

(3) 緊急生活支援

① 緊急食糧等支給事業

一時的な困窮状態などで緊急的に食糧等の支援が必要な方を対象として現物支給などで短期間の食糧等支給を行う。

3. 権利擁護事業

個人の尊厳の維持、自立支援、個人が選択する福祉という基本理念のもとに利用者の権利擁護に基づいた支援を実施する。

(1) 日常生活自立支援事業（きほく日常生活自立支援センター）

① 充実した利用者支援の実施

ア. 利用者との信頼関係の構築とプライバシー保護

イ. 聞き取り調査による状況把握

ウ. 利用者本位に基づいたサービス計画の立案と適切な支援

エ. 定期的な利用に関する本人の意思確認と計画の修正

オ. 各種預かりサービスの適正な管理と定期監査の実施

カ. 法人後見等を見据えた、利用解約者に対する助言指導

② 新規ケース・困難ケースへの迅速な対応

③ 他機関との連携

行政、地域包括支援センター、紀北地域障がい者総合相談支援センター「結」、介護サービス事業及び居宅介護支援事業所等との連携を強化する。

④ 専門員・生活支援員の資質向上

支援体制強化のため、専門員の育成、技術などの資質向上に向けた専門員・生活支援員研修を開催する。

⑤ 契約締結審査会への出席（月1回）

⑥ 日常生活自立支援事業の啓発

関係機関や地域住民を通じて、事業の周知啓発に努める。

(2) 成年後見支援事業

① 後見サポート事業

ア. 成年後見制度の利用に関する相談

イ. 成年後見制度の申立てに関する支援

ウ. 親族後見人を対象とした後見業務に関する相談

② 法人による後見人等受任事業

ア. 審判に基づく被後見人等の支援（身上監護・財産管理）

イ. 運営委員会の設置・実施

ウ. 内部監査の実施（年1回）

◇福祉のまちづくり

4. 市民活動支援事業

地域における福祉課題の協議体制の構築と市民活動団体を支援し、小地域福祉活動を推進する。

(1) 地区福祉委員会支援事業

① 新規結成に向けた住民組織の立ち上げ

地区懇談会などを通じて、住民による地域福祉活動の促進を働き掛け、新たな地区福祉委員会の立ち上げを支援する。また新たに結成された地区福祉委員会に対して、結成助成金の交付や活動の相談援助などを行いその活動を支援する。

② 地区福祉団体への活動資金助成との相談援助

市内にある地区福祉委員会およびそれに準じた団体の地域福祉活動の継続・促進を図るため助成を行い支援するとともに、各地区の巡回や活動に参加して、各福祉委員会の活動や方針についての相談援助を行う。

③ 活動者同士の交流の場づくり

地区福祉委員会及び民生委員の交流会・研修会を開催し、情報交換や協力体制の強化、新たな活動立ち上げのきっかけ作りを行う。

④ 地区福祉だよりの発行

地区福祉活動について社協だより、社協のホームページを活用した広報活動を行うことで、地区福祉活動の見える化を図ると共に、新たな地区福祉委員会などの立ち上げに役立てる。

(2) 地域協議体制の推進

介護保険制度の改正による総合事業開始を踏まえた、住民による地域協議体制の整備を図る。

① 地域内協議の支援

地域福祉課題の協議が行えるための、地域団体や住民同士の関係づくりを推進するため、住民座談会や協議会、勉強会の開催を支援するほか、協議内容の相談や司会進行の支援を行う。

② 高齢者ふれあいサロンの支援(新規)

今後各地域でのサロン開催に向けて、地域団体と連携を取りつつ効果的な形態を探り、実践していく。



(北浦町・中井町・港町地区住民座談会)

(3) ボランティア・市民活動センター事業

① ボランティア・市民活動相談の充実

- ア. 相談機関としてのPR活動とコーディネート力の強化
- イ. コーディネーター業務の充実

コーディネーターとして積極的に地域に出向き、ニーズを把握しボランティア・市民活動の充実を図る。また新たな活動を模索し、地域の特性に合った活動を支援する。

- ウ. コーディネーター養成研修を通じた資質向上

② ボランティア・市民活動センターの機能強化と活動支援

- ア. 団体への活動助成の実施及び他機関等の助成金情報の提供
- イ. ボランティア・市民活動団体間の交流を目的とした場づくり
- ウ. 各団体が活動しやすい体制づくり
- エ. ボランティア室の活用PRと環境整備・機材の貸出し
- オ. 万が一の事故に備えたボランティア活動保険加入促進と助成

③ 災害ボランティアセンター事業

- ア. 災害ボランティアセンター設置協定に向けた協議

災害ボランティア受入体制を強化するため、平成27年度に作成した設置構想をもとに尾鷲市と協定に向けた協議を行う。

- イ. 災害ボランティアコーディネーター養成講座(新規)

市民と協働型の災害ボランティアセンター運営を目指し、市民による災害ボランティアコーディネーターを養成する。



(災害ボランティアセンター訓練)



(災害ボランティアセンター設置検討会議)

④ しゃきょう子ども講座の開催

子どもたちへの福祉教育になる内容で、地域の社会資源を活用した講座を開催する。対象者：小学生 回数：年1回

⑤ 生活支援ボランティア養成の基盤づくり（新規）

介護保険制度総合事業の実施を踏まえ、生活支援ボランティアの必要性が高まることを見込み、人材養成の基盤づくりを進めていく。生活支援ボランティア養成講座への取り組みを進める。

(4) 子育て支援・児童福祉事業

① 子育てグッズレンタル・リサイクル事業の実施

ア. チャイルドシート、ベビーカー、ベビーベッドなどの無料レンタル
イ. 自宅で不要になった子育て物品のリサイクル

② 児童コーナーの自由解放

子育て世代の仲間作りや子どもの遊び場として、毎月第2土曜日、第4月曜日（10：00～11：30）に解放する。

③ 子育て情報コーナーの充実と絵本の貸出し

福祉保健センターロビーに情報コーナーを設置し、絵本の貸出しを行うとともに市内の子育て情報を発信する。

④ こどもの日すこやか事業（共同募金配分金事業）

⑤ 一人親家庭小学校卒業記念品贈呈事業（共同募金配分金事業）

(5) 福祉保健センター運営

福祉および保健事業の拠点として、市民活動の推進を図るため利用規約を整備し、適正な活動場所・活動備品の貸出管理による活動支援を実施する。

5. 地域ふれあい事業

住民参加の交流事業を通じて、関係機関・団体と協働して事業を企画実施する。事業で得たニーズを住民参画型事業に繋げる。

(1) 高齢者事業

① 高齢者ふれあいサロン事業の支援

地区福祉委員会による地域住民主体のサロンに対して、活動に関する助言や助成を実施することで、地域の見守り支援を実施する。

② おしゃべりほのぼのサロン事業

ア. おしゃべりほのぼのサロン事業の実施

高齢者の交流・生きがいづくり・見守り支援を目的として実施する。

(尾鷲地区(月2回) 九鬼・早田・須賀利地区(月1回))

内容: おしゃべり・体操・レクリエーションなど

イ. モデル的サロン事業の試行(新規)

介護保険制度改正による総合事業を踏まえ、ほのぼのサロン開催地区を増やし、モデル的に未実施地区で開催する。対象地区2ヶ所、それぞれ年4回程度の試行を目標とする。



(ほのぼのサロンでの体操)

③ 各地区におけるあったかふれあい訪問活動の支援

④ 老人クラブ友愛訪問活動への助成(赤い羽根共同募金配分事業)

(2) 障がい児・者事業

① 尾鷲市ふれあいスポレク祭2016の開催

障がいの有無に関わらずレクリエーションを通して交流を深め、参加者が互いのことを考えるきっかけづくりとして障害者支援施設・ボランティア団体と協働で開催する。

② 尾鷲市身体障がい者互助会の活動支援

ア. 会務の運営(総会・役員会・研修会・各種行事)

イ. 三重県障がい者芸術文化祭の開催協力[尾鷲市](新規)

③ 障害者団体研修会への助成事業(共同募金配分金事業)

(3) 子育て・児童及び世代間交流事業(共同募金配分金事業)

① 福祉映画会

子どもの心豊かな成長の一助となるよう、身近なテーマで映画会を開催する。また学生ボランティアの活動の場としても世代間交流を図る機会とする。

② 親子もちつき大会

伝統行事であるもちつき大会を開催し親子の交流を図るとともに、学生ボランティア・連合婦人会の協力のもと世代間交流を図る機会とする。

③ 世代間交流助成事業

6. 人材養成事業

市民に対して福祉の広報・啓発を行う。また、実習生の受け入れは専門的援助技術等を開示し、“価値”・“知識”・“技術”を継承させ、より専門的でよい人材を育成し、地域福祉に寄与する人材の育成に努める。

(1) 福祉教育事業

① 福祉協力校支援・福祉体験活動の実施

ア. 福祉協力校との情報交換・相互理解のため各学校と懇談する。

イ. 福祉教育・ボランティア体験事業の実施

ウ. 学童・生徒のボランティア活動普及事業助成として指定11校に対して助成を行う。(赤い羽根共同募金配分金事業)

② 福祉作品コンクールの実施

子どもたちの「福祉のこころ」を育むことを目的として、市内小中学校の児童生徒を対象に福祉作品コンクール(標語)を開催する。入賞作品は社会福祉大会にて表彰等を行うとともに、福祉の啓発に活用する。

(2) 資格取得に係る実習生の受入れ

大学等資格養成校と協力し、実習生の受け入れ及び実習指導を行う。

(3) 広報・啓発事業

① 尾鷲市社会福祉大会の開催と各種表彰推薦

福祉に功労のあった市民を顕彰し、その労をねぎらうとともに、福祉作品コンクールの表彰および発表を行うことで市民に福祉への理解を広め「福祉のまちづくり」への参画を目指す。また、全国、県、市町の各圏域における表彰・顕彰の該当者を選出し推薦する。

② 広報誌「おわせ社協」の発行

本会事業の周知と福祉の啓発を目的に、全世帯に向けた広報誌を年間4回(5月・7月・10月・3月)発行する。

7. 財源確保

地域の課題や必要性をもとに、地域福祉事業、赤十字事業等に必要な財源確保を住民参画で募集運動を展開する。また募金運動を通じて、地域の団体との協力関係を築き、社協が地域福祉活動を行う上で、人的資源やニーズの発見に繋げる。

(1) 社協賛助会員制度の推進

会員制度による住民参加、地域福祉活動の充実を目標に、各地区の民生委員児童委員、地区福祉委員会の協力と理解を得て、会員募集を働きかける。

(2) 赤い羽根共同募金運動の推進

赤い羽根共同募金委員会を中心に『じぶんの町を良くするしくみ』づくりである共同募金運動を実施する。

① 募金運動の実施

街頭募金・戸別募金・職域募金・事業所募金・学校募金・羽毛リサイクル募金（UMOUプロジェクト）など多方面の募金を実施するとともに、配分団体への募金活動協力を依頼し、戸別募金の協力者の増強を図る。

② 募金広報活動

ご当地キャラ“ヤーヤにゃん”を使った市民への募金広報活動

③ 尾鷲市共同募金委員会の充実

ア. 共同募金運営委員会の開催（年2回）

イ. 住民ニーズに沿った事業の精査と適正な配分実施

(3) 日本赤十字社事業および社資運増強動（日赤募金）への協力

日本赤十字社三重県支部尾鷲地区として赤十字活動を実施する。

① 募金協力団体等と連携した日赤募金運動の実施（目標額 2,904,000 円）

② 災害時の日赤奉仕団活動の推進

③ 赤十字義援金募集と被災者に対する救援物資の配布および本会被災者援護事業の見舞金支給

④ 救急法講習会の開催

⑤ 日赤奉仕団（尾鷲市連合婦人会）を中心とした炊き出し訓練実施

Ⅱ 総合相談支援部門

地域包括支援センター

[基本方針]

尾鷲市の高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実していく。また、平成 29 年度以降に実施予定の新しい地域支援事業の準備を行っていく。

【事業種目】 包括的支援事業、任意事業



[重点目標]

1. 在宅医療・介護連携の推進

関係者が集まる会議への参加や開催により関係者の連携を構築し、地域の課題を抽出し、解決策を検討する。

2. 認知症施策の推進

認知症の人や家族が安心して生活ができるよう、認知症についての周知・啓発を行い、紀北医師会と連携し支援体制を構築していく。

3. 地域ケア会議の推進

個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげる。

4. 生活支援サービスの充実・強化

多様な生活支援サービスが利用できる地域づくりを目指して実態調査や不足しているサービスを補う社会資源の開発や導入にむけて働きかけを行う。

[事業方針]

1. 包括的支援事業

(1) 総合相談支援

地域に住む高齢者の問題を軽減して安心して暮らせるよう、関係機関と連携してネットワークの構築を図っていく。

① 総合相談窓口の設置

地域の高齢者および関係者を対象として、総合的な相談窓口を設置し、包括的な相談援助を行う。

② 輪内ランチの開設（新規）

地域に根ざしたきめ細かい相談体制を構築する。

③ 地域包括支援センターの周知

ア. 「包括だより」の発行（年4回）

イ. 尾鷲市社会福祉協議会の広報誌への記事の記載

④ 地域ケア会議の開催

個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげる会議を開催する。

(2) 権利擁護

地域に住む高齢者が権利を侵害されることなく尊厳ある生活と人生を送れるよう高齢者本人の権利を擁護していく。

① 高齢者虐待の防止

ア. 相談窓口として周知・啓発を行うとともに関係機関と連携して問題の解決を行う。

イ. 関係機関による研修会や意見交換会を実施する。

② 認知症高齢者への支援

ア. 「認知症サポーター養成講座」の開催

・ 尾鷲高等学校家庭看護学科、尾鷲中学校2年生、輪内中学校全学年に対して開催する（年1回）（新規）

・ 「シニア生き生きチャレンジ教室」（三重県社協、福祉人材センター主催）において開催する（新規）

イ. 医療機関と連携して、認知症患者を地域で支えるための体制として「認知症地域勉強会」を開催する。（年1回）

ウ. 認知症があり徘徊する高齢者を地域で見守る「見守りネットワーク」の構築に向けた支援活動を実施する。

エ. 「認知症高齢者見守り連絡票」により徘徊による行方不明や事故などのリスクが高い高齢者の情報を、尾鷲警察署生活安全課に提供する。

③ 福祉制度の活用

- ア. 認知症等により判断能力が十分でない人に「日常生活自立支援事業」、「成年後見制度」の活用を支援する。
- イ. 「出前講座」を開催し各種福祉制度の説明や活用方法の周知を図る。

④ 詐欺被害の防止（新規）

- ア. 関係機関と連携して、詐欺被害を未然に防ぐよう努める。
- イ. 相談対応、各種制度やサービス等の活用支援を行う。

⑤ 認知症初期集中支援チーム設置に向けての準備（新規）

平成30年4月より実施予定であり尾鷲市等と協働して準備、検討を行う。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者の状況に応じて、自宅でも施設でも途切れることなく一貫した支援が受けられるよう、保健・医療・福祉の各専門機関や専門職種のネットワークを構築していく。

① 地域包括ケア会議の開催（年10回）

尾鷲市より委嘱された行政・福祉・保健・医療関係者等を委員として、「在宅医療・介護連携」「生活支援検討」「介護予防検討」「虐待早期発見ネットワーク」「連絡調整会議」等の5つの部会を設けて研修会、検討会を実施する。

② 居宅介護支援事業所連絡会議の開催（年4回）

居宅介護支援事業所の代表等の参加を集い、研修会、事例検討会、ケアマネジャーの交流会等を実施する。

(4) 介護予防ケアマネジメント

身体状況や環境の変化に応じて、さまざまな社会資源を活用しながら、高齢者ができる限り要介護状態とならず、自立した生活が送れるよう介護予防ケアマネジメントを行い、予防の重要性を周知する。

① 要支援認定者の介護予防ケアマネジメント

ア. 毎月、約220名の利用対象者を見込み、約140名の予防ケアプランを地域包括支援センターで作成し、約80名の予防ケアプラン作成を居宅介護支援事業所に委託する。

イ. 介護予防・日常生活支援総合事業実施のための準備

- 平成29年4月より、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が、介護保険のサービスから市が実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行する。円滑に利用者へのサービスが移行できるよう、尾鷲市と協働して準備を行っていく。

- ・平成29年4月以降に（現行のサービス以外の）多様なサービスが円滑に利用できるように不足しているサービスの開発や導入にむけて働きかけを行っていく。

② 二次予防事業対象者の介護予防ケアマネジメント

- ア. 相談者のうち基本チェックリストに該当されて、二次予防事業（介護予防教室）に参加する意向のある人に対して介護予防ケアマネジメントを実施し、必要に応じて介護予防計画の作成を行い、実施状況の把握、評価を行う。終了後は一次予防事業やサロン活動等を紹介し、高齢者の心身の状態に応じて、切れ目なく介護予防が行えるよう支援する。
- イ. 介護保険を申請して非該当となった人で二次予防事業（介護予防教室）に参加意向のある人への介護予防ケアマネジメントを行う。

2. 任意事業

(1) 介護給付費等費用適正化事業

ケアプラン点検事業への参加（紀北広域連合主催）（年4回）

ケアプランの内容が「自立支援」に資する適切な内容となっているか等、介護支援専門員とともに検証確認することにより質の高い高齢者支援となることを目的とする。（紀北広域連合、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターの主任介護支援専門員で実施）

(2) 家族介護支援事業

高齢者を介護する家族の精神的、身体的な負担軽減と相互の情報交換を目的とした講習会や認知症つどい・交流会を開催する。（年6回）

(3) 福祉用具・住宅改修利用支援

福祉用具の住宅改修に関する相談・助言及び必要書類の作成を行う

3. その他

(1) 各種研修会への参加

- ① 「認知症初期集中支援チーム」チーム員研修への参加（新規）
- ② 「認知症地域支援推進員」研修への参加（新規）

(2) 各種会議への出席

- ① 地域包括支援センター運営協議会（年2回）
- ② 東紀州地区、地域包括支援センター連絡会議（年1回）
- ③ 東紀州・伊勢地区、地域包括支援センター連絡会議（年1回）
- ④ グループホーム運営推進会議 7ヶ所（年6回）
- ⑤ 地域密着型小規模特別養護老人運営推進会議 2ヶ所（年6回）
- ⑥ 養護老人ホーム聖光園入所判定委員会（適宜）

- ⑦ 尾鷲市・紀北町在宅医療介護連絡協議会（年6回）
- ⑧ 尾鷲地域精神保健福祉危機対応ネットワーク連絡会（年1回）

紀北地域障がい者総合相談支援センター

[基本方針]

地域で安心した生活を継続し、障がいの有無により、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するという総合支援法の理念にもとづいた相談支援を展開する。

また、障がい者のライフステージに応じた地域生活を支援するために福祉サービスの利用援助（情報の提供、日常生活の相談・援助等）を障がい者の身近な地域で行う。

【事業種目】

紀北圏域障がい者地域生活相談支援事業

障害者就業・生活支援センター事業

障がい児等療育相談支援事業

障がい者社会参加促進事業

指定特定相談支援事業

指定障害児相談支援事業

指定一般相談支援事業

日中一時支援事業

[重点目標]

1. 基幹型相談支援センターとしての機能強化

障がい者総合相談支援センターの機能強化を行い、基幹型相談支援センターとしての役割を担う。従来の相談支援事業だけでなく、より専門的な相談支援が展開できるようにする。また、新たに加わった役割として、権利擁護、虐待防止・地域の相談支援体制強化と人材育成・地域移行、地域定着が上げられる。今年度は基幹型支援センターが担う地域課題を中心に整理していく。

2. 就業生活支援体制の構築

障がい者の就労支援については、国の雇用安定化事業である就業・生活支援センター事業を受託した。障がい者の一般就労支援に向けて雇用先の開拓や職場実習を強化していく。また、就業・生活支援センターとして、就労連絡、連携会議の開催や在職者交流会を年4回開催していく。今年度の目標を一般就労5名、職場実習10名として達成にむけて取り組んでいく。

3. 紀北地域協議会活動の充実

「みんなが声を出して仲間と一緒に自分たちがつくるまち」をスローガンに行っている各部会活動を継続するとともに、活動内容をまとめ、紀北地域協議会本会へ提案し、地域の課題や解決策を検討していく。

[事業方針]

1. 紀北圏域障がい者地域生活相談支援事業

(1) 総合相談支援

地域で生活する障がい者等の相談に応じ、情報の提供及び助言を行う。

- ① 制度体系や各種サービスの内容について資料などを活用しながら分かりやすく情報提供や助言を行う。必要に応じて申請や利用手続きの援助を行う。
- ② 来所や電話での相談支援のほか、自宅や日中活動の場、医療機関等へ積極的に訪問して相談支援を実施する。
- ③ 相談の内容に応じて、各専門機関や広域的な機関の情報提供、紹介を行う。
- ④ 生活が維持できるだけでなく、生活の質を高めってもらうよう、清潔の保持・健康管理・余暇活動等に関して情報提供や助言を行う。また、スケジュール帳や金銭管理表等の活用、地域の一員としての社会参加の機会が持てるように助言する。

(2) 権利擁護のための必要な援助

人権意識を高く持ち、障がい者の人格や個性を尊重し、権利を擁護する活動を行う。

- ① 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用について支援する。
- ② 虐待防止の窓口の一端を担うとともに、予防的な支援活動を行う。
- ③ 障害者権利条約、障害者虐待防止法、障害者差別解消法について理解を深める。また合理的配慮に基づいた支援を行う。
- ④ 定着支援センターや保護観察所と協力し、触法障がい者の支援の一端を担うとともに、予防的な相談支援活動を行う。

(3) 計画相談連絡会議、個別支援会議の開催

計画相談については、今後は計画の質を高めるため困難事例検討や情報共有を行っていく。多くの問題をかかえている方や深刻な問題に直面している方の個別支援会議を開催し、関係機関と連携協力して問題を整理していく。支援会議の積み重ねから地域に多い事例を集めて地域課題として協議会へ提案していく。また基幹型センターとして計画相談事業所との役割分担や後方支援を行い、地域の相談支援を担う人材育成を目指す。

(4) 紀北地域協議会の運営

障がいのある人も権利の主体として暮らしやすい地域づくりを目指し、障がい者を取り巻く地域の課題について、当事者や家族の参加を促しながら、官民共同で解決策を考えていくしくみをつくる。

部 会 名		回 数	活 動 内 容
運営部会		年20回以上	部会や本会の準備、連絡調整、本会に提案する方法・資料作成を行う。福祉計画の進捗管理をPDCAサイクルを用いて行う。
参加型部会	くらし部会	年6回	「住みよいまちづくり」について活動を行なう。障がい者理解を広め、当事者の生活の幅を広げる活動につなげていく。
	相談部会	年6回	地域生活支援拠点（グループホーム）について継続検討。昨年度実施したアンケートやグループホーム見学で見えてきた具体的なビジョンを基に、建設地や県内法人への設置への働きかけを行なう。（福祉計画成果目標：障がい者の地域生活支援）
専門部会	就労部会	年8回	就労に関する地域課題について検討。就労関係機関代表者会議、福祉事業所から一般就労への移行を目指して作業所連絡会議と共有しながら進める（福祉計画成果目標：福祉的就労から一般就労への移行）
	こころ部会	年5回	精神科病院だけでなく、施設からの地域移行も検討する。施設入所への面談、意向調査も行なう。（福祉計画成果目標：施設入所者の地域生活への移行 入院中の精神障害者の地域生活への移行）
	虐待・権利擁護部会	年1～2回	障がい者本人の意思決定支援や成年後見制度について検討

各部会活動のほかに平成19年度から取り組んでいる「避難訓練」は年2回継続して実施する。また圏域研修についても継続して行い、紀北地域の支援者のスキルアップに努める。



(5) ピアカウンセリング、セルフヘルプ等の育成支援

ピアサポートとは「体験を共有し、ともに考える」ことで、ピアサポーターが地域で暮らす障がい者に対して支援活動を行うための体制づくりや助言を行う。紀伊長島区で行っている精神障がい者サロンの世話人活動を継続するほか、昨年度から始まった、尾鷲市でのサロンを継続し、精神障害者の方の居場所作りとピアサポーターの育成を行う。就労体験サロンを運営しているボランティア団体に協力をしてもらい、ピアサポートの機会を提供していく。

(6) 当事者活動の支援

カラオケや陶芸、調理などのレクリエーションに参加し休日を過ごすウィークエンドサークルや障がい児と地域の子どもと一緒に楽しむ、おもちゃ図書館、視覚障害者の方の外出・交流支援、盲導犬の啓発に当事者と一緒に取り組む。

2. 障害者就業・生活支援センター事業

平成27年1月から国の雇用安定等事業である障害者就業・生活支援センター事業を受託し障がい者就業・生活支援センターを開設した。一般就労を目指す地域の障がい者の方に就労支援だけでなく生活支援、余暇活動支援等を行う。

(1) 就労支援

- ① 働くために必要な準備や方法を障がいの方と共に考える。
- ② ハローワーク等の関係機関への紹介や、利用手続きの支援・助言を行う。
- ③ 必要に応じて、職場見学・実習等の橋渡しを行う。

(2) 生活支援

就職に伴う生活上の悩みや、休日や仕事以外の時間過ごし方についての相談にのり、日常生活で活用できる福祉制度サービスの申請の支援も行う。

(3) 定着支援

- ① 長く働き続けられるように、定期的に職場を訪問して様子を伺い、仕事での悩みや、困り事の相談を受ける。

② 就職した後の職場内のトラブルや、悩み相談にも応じる。定期的に職場訪問し、安心して仕事が続けられるように支援する。

(4) 交流会の開催

就労された障がい者の方や、これから一般就労を目指している方を対象に意見交換会や、研修を行なう。

(5) 企業への支援

障がいのある方と事業所を結ぶパイプ役として情報提供や相談に応じる。障がい者雇用に関する各種制度の紹介、現在雇用されている障がい者についての相談支援にも応じる。

(6) 関係機関との連絡会議開催

就労にむけての支援体制を構築するために労働局、ハローワーク、地域障害者職業センター、福祉事務所、関連事業所等の関係機関と連絡会議を開催し連携を強化する（年6回）

3. 障がい児等療育相談支援事業

障がい児や家族の相談支援を行うことで、住み慣れた地域での生活を支援し療育機能の充実を目指す。

(1) 療育相談

訪問、来所、電話等により各種の相談を行う。福祉サービス等の利用に関する助言や調整、生活相談を行う。相談の内容に応じて、各専門機関や広域的な機関の情報提供、紹介を行う。

(2) 療育指導

「すまいる教室」を開催し、障がい児や発達のお子さんにも小グループによる療育指導を行う。親子参加を基本とし子どもだけでなく保護者の孤立を防ぎ、相談や他の保護者との交流の機会とする。今後は人数の増加に対応しグループを増やし内容の充実を図る。また、療育プログラムの研究と療育教材の充実に力を入れていく。動作訓練を通じ、姿勢や緊張に気づき、発達の促進や心身の緊張緩和を図る心理療法の「動作法」を年6回、年4回の「風の広場」を継続し、社会資源が少ない地域の就学前の児童に専門療育の機会を提供していく。

(3) 個別指導援助のための検討会開催

年2回、保健師、保育所や幼稚園、言語療法士等が参加するカンファレンスを個別に開催する。

(4) 発達障害児の早期発見システムへの参加協力

途切れ無き支援のため尾鷲市の巡回指導相談に参加。ケース会議及び個別支援計画の作成に協力。

(5) 関係機関との連携・療育連絡会議開催

地域の病院、母子保健関係機関、療育関係機関、教育機関、サービス事業所保護者会等と支援ネットワークを構築しとぎれない支援を行う。療育連絡会議を開催し関係機関との連携強化や地域における療育のあり方を検討する。

(6) 乳幼児検討委員会への参加

紀北医師会主催の検討委員会に参加し、乳幼児健診での発達の気になる子どもへの支援を継続して行う。



4. 障がい者社会参加促進事業

教室等に参加することで地域での居場所作りや社会参加の経験を重ねる。また普段と異なる方との交流する機会をもつ。

(1) 音楽教室 [毎月開催]

音楽療法士の指導のもと、演奏や合唱・リズム遊び等を行う。

(2) フラワーアレンジメント教室 [毎月開催]

講師の指導のもと、フラワーアレンジを行い創作活動を行う。

(3) 生活訓練

視覚障害者の方の歩行訓練や料理指導、パソコン練習など行う

5. 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業

障がい福祉サービス利用に伴う、サービス利用計画作成にあたっては、本人および家族等の状況や希望・困り事を聞き、一緒にこれからの目標や課題について整理する。その上で本人の強み（ストレングス）や本人の意欲・主体性の向上（エンパワメント）の視点を大切にしながら計画相談を行う。

6. 指定一般相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）

障害者が住みなれた地域を拠点として、本人の意向に即して充実した地域生活を送ることができるよう病院や施設から地域へ移行するまでの6か月間（移行支援）と移行後の1年間（定着支援）に個別の移行計画に沿った手厚い支援を実施する。

7. 日中一時支援事業

夏休み等の長期休暇において、家庭外での居場所が必要な障がい児に対して日中一時支援サービスを提供する。



8. その他

(1) 各種会議への出席

- ① 市町障害福祉計画推進会議（年3回）
- ② 相談支援体制検討会議（年2回）
- ③ 三重県療育連絡会議（年3回）
- ④ 三重県就労連絡会議（年3回）
- ⑤ 障害者就業・生活支援センター連絡会議（年1回）
- ⑥ 医療観察制度福祉サービス事業所連絡会議（年2回）
- ⑦ 矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた連絡協議会（年1回）
- ⑧ 三重県精神障がい者福祉事業所連絡会議（年6回）
- ⑨ 尾鷲地域精神保健福祉危機対応ネットワーク会議（年1回）
- ⑩ 尾鷲地域依存症ネットワーク会議（年1回）
- ⑪ 知的障がい者入所調整会議（年4回）
- ⑫ 要保護児童対策地域協議会（年2回）

Ⅲ 介護サービス部門

居宅介護支援事業所

[重点目標]

利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて、利用者、家族の意向をもとに必要度の高い介護ニーズに対して効果的なサービスを提案し、利用者が望む生活に近づけるよう最善のケアプランを提案していく。地域に愛され利用者から選択される事業所を目指し、新規利用者の確保に努める。また、専門職として資質向上を念頭に置いた各種研修の参加を積極的に行い、職員の技量を高めていく。

[事業方針]

1. 管理者を中心とした組織づくりで業務全般の改善を行い、地域から信頼・選択される事業所を目指す。
 - (1) 利用の申し込みに係る調整
 - (2) 業務の実施状況の把握
 - (3) 効率的・有効的な指揮命令及び業務管理の一元化
2. 利用者や家族の在宅における生活意向を考慮したケアプランを作成する。
 - (1) 居宅サービス計画の作成
 - (2) 利用者、サービス事業所との連絡調整
 - (3) サービス担当者会議の開催
 - (4) 実施状況の把握
3. 医療機関との連絡・連携を行う。

入退院時をはじめ、医療機関などと利用者に関する情報共有を行う。
4. 介護保険要介護認定調査の適正な実施（受託事業）
5. ケアマネジメントの質の向上を図る。
 - (1) 日常業務の個々の機会を通して職員相互間で切磋琢磨していく。
 - (2) 居宅介護支援事業所連絡会や高齢者虐待防止に関する研修などの外部研修に積極的に参加し、個々の職員の技量を高める。
 - (3) 認知症、独居高齢者に関する知識や援助技術の習得で、質の高いケアの充実に努め、サービスを強化する。



訪問介護事業所

[基本方針]

介護保険サービス、障害福祉サービス等利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、介護等の生活全般の援助を行う。

[重点目標]

昨年より開始した、特定事業所加算取得事業所にふさわしい事業所となるよう、より一層の職員のレベルアップを重点目標とする。特に介護技術に重点を置き、腰痛対策のための姿勢保持やサービス提供責任者を中心とした技術指導を定着させ、介護技術レベルの底上げを図る。

1. 訪問介護・障害福祉サービス事業

(1) 管理者を中心とした組織作りで業務の効率化

- ① 従業者および業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者に必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者の業務明確化と効率的・効果的な組織運営

- ① サービスの申し込みに係る調整を行う。
- ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握する。
- ③ サービス担当者会議など、居宅介護支援事業所と連携を図る。
- ④ 訪問介護員に対して具体的な援助目標や援助内容を指示し、利用者の状態について情報を伝達する。
- ⑤ 訪問介護員の業務の実施状況を把握する。
- ⑥ 訪問介護員の能力や意見を踏まえ、有効かつ効果的な業務管理を行う。
- ⑦ 訪問介護員に対する計画的研修、技術指導を行う。



(3) 利用者・家族のニーズを尊重した介護サービス計画書の作成と、質の高いサービスの提供を行う。

- (4) 利用者に関する情報、サービス提供にあたっての留意事項の伝達および訪問介護員の技術指導を目的としたチーム会議を定期的を開催する。
- (5) 研修等を通じて臨機応変力等を身に付ける。
- (6) 苦情処理や業務事故に対しては管理者を中心に、誠実に対応する。
- (7) 事務処理をはじめとする業務全般の改善と利用者ニーズの発掘を行う。

2. 保険外サービス事業

病院等、入退院に伴う送迎等のサービス提供に当たり、介護保険でのサービス提供が前提であるという本事業の本来の姿を再確認し、本人にとって必要で、自立を妨げない範囲でのサービス提供に努める。

3. 一般乗用旅客運送事業（患者等輸送事業）

介護輸送では、介護が必要な利用者に対する輸送であるという意識を持ち、これまで以上に利用者の安全に配慮した車両管理と運転技術の向上を目指す。

- (1) 運行管理体制の確立と安全運転の励行および研修などの実施
- (2) 必要な人材確保（普通自動車第二種運転免許）と効果的な運営

訪問入浴事業所

[基本方針]

近年の福祉施設の充実により、訪問入浴での利用者数が大きく減少しているが、市内で唯一当事業を実施しているという強みを生かし、ニーズに応じたきめの細かいサービスの提供をめざしていく。

利用者が住み慣れた家での生活を維持できるように、居宅介護支援事業者、医療機関等の関係機関との綿密な連携を図り、さらなるサービス提供を迫及するとともに、常に笑顔での対応に心がける。また、サービスの質の維持向上のためのカンファレンスを始めとした研修等を行い、職員のレベルアップを図る。



[事業方針]

1. 情報を共有し、管理者を中心とした効果的かつ効率的な事業運営
 - (1) 従業者および業務管理を一元的に行う。
 - (2) 業務の実施状況を的確に把握し、スムーズな運営を図る。
 - (3) 広報等を活用し在宅での入浴サービスの認識を深め、利用者増に繋げる。
2. 各関係機関等との連携を密にし、常に利用者の心身の状況把握
 - (1) 介護事業所のサービス提供責任者やサービス担当者会議などを通じて、利用者の心身の状況や環境に沿ったサービスを提供する。
 - (2) 居宅介護支援事業者や保健医療サービス及び福祉サービス提供者などと連携を図る。
3. 職員のレベルアップを図り、質の高いサービスの提供
 - (1) 「利用者・家族への思いやり」をモットーに質の高いサービスの提供とともに笑顔、親切丁寧等により、信頼サービスを追求する。
 - (2) 衛生管理やサービスに関する知識と技術を身に付けるため、チームカンファレンスや研修を実施する。
 - (3) チームワークを重視し、資質向上を図り、安心して仕事のできる職場づくりに努める。
4. 苦情処理や業務事故に関する管理体制の強化・整備

尾鷲社協デイサービス “いきいき”

[基本方針]

介護保険改正に向けて、要介護者の利用を促進し、デイサービス機能の充実を図り、収益を確保する。また介護予防拠点としての使命である一次予防・二次予防の充実を図る。

[事業方針]

1. 管理者を中心としたスムーズな事業運営を行う。
 - (1) 従業者の管理を一元的に行う。
 - (2) 土曜日開所に伴い、利用の申し込みに係る調整を図る。
 - (3) 業務状況を常時把握した上での運営を行う。
 - (4) 従業者に必要な指揮命令のもと、業務管理を一元的に行う。

2. 各関係機関との連携と利用者の心身の状況把握に努める。
 - (1) ケアプラン作成に関わる関係者が協議するサービス担当者会議などを通じて、心身の状況や環境に沿ったサービスを行う。
 - (2) 地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、保健医療サービス、福祉サービス提供者等と連携を図る。
 - (3) 職員体制の充実に努める。
 - ① 衛生管理やサービスに関する知識と技術を身につけ、個々の職員のレベルアップを目的とした研修を実施する。
 - ② 土曜日開所に伴い、職員体制の充実を図る。
 - ③ 利用者に関する情報やサービス提供にあたっての技術指導などを目的とした会議を定期的を開催する。
 - ④ 機能訓練指導員、生活相談員、介護職員が協同してサービスの提供を行う。
 - ⑤ 利用者ニーズを最優先に考えると同時に、残存機能の維持・向上を目的とした介護予防サービスを心がける。
 - ⑥ マッサージ師等を配置し、サービスを充実させ、利用者増を図る。
 - ⑦ 利用者間の交流や介護保険利用者増につながる交流会等を開催する。



輪内デイサービスセンター

[基本方針]

尾鷲市においては少子高齢化が進み高齢化比率が年々上昇しております。特に輪内地区の人口減少が際立つ尾鷲市ではありますが、「住み慣れた我が家・我が地域で、できるだけ長く住み続けていただけることを願い」、輪内デイサービスセンターは、利用者に安心して安全なデイサービスの提供を目指します。

また、地域の高齢者がいつまでも元気に生活できるようにと尾鷲市が実施する一次予防事業・二次予防事業を受託し、地域に信頼される事業所づくりを目指します。

【概要】

利用定員：1日30人（1ヶ月平均300人の小規模通所介護事業所）

サービス内容：送迎サービス、健康チェック、入浴サービス、レクリエーション活動、食事サービス、機能訓練

年間行事等：（春）花見、（夏）夏祭り、（冬）クリスマス会、その他
保育園・学校・地域サークル・実習生・ボランティアの受入

[重点目標]

介護保険サービスのデイサービスと障害者総合支援法に基づく基準該当生活介護（障害者デイサービス）を事業の中心として実施しており、法令順守のもと利用者本位のサービスを提供する。在宅生活の維持や自立支援、生活の質の向上などに取り組むとともに輪内センターを支える職員のレベルアップにも努めていく。



また、地域の高齢者がいつまでも元気に生活ができるように支援する一次予防・二次予防事業（市受託事業）にも力を注ぎ、地域に信頼される事業所づくりを目指す。

[事業方針]

1. 質の高いデイサービスを提供

利用者や家族の意向を尊重しながら、管理者や生活相談員など専門職により利用者の心身の状態を把握し、一人ひとりのニーズに合わせた質の高いサ

ービスを提供する。また、常に適切なサービスを実施するために、サービス内容を定期的に評価検証し、サービス内容の見直しを行っていく。

2. 利用者に応じたプログラムを実践

送迎、入浴、食事、排泄行為などについて、利用者の心身の状態に応じて支援する。機能訓練やレクリエーションでは、利用者自らが主体的に取り組むよう働きかけ、身体機能の維持・向上を図ることで在宅での生活に結びつけていく。

3. 利用者および家族、関係機関と連携

利用者の心身の状態については家族をはじめ、主治医や介護支援専門員など関係者と常に連携を図り、利用者の小さな変化も把握し、サービスの向上につなげる。

4. 職員の資質向上

- (1) 介護技術や接遇技術の向上だけでなく、利用者の思いに気づき、利用者に寄り添う介護を実践する。
- (2) 事業所の都合ではなく、利用者の都合を考え行動する。
- (3) 1年に1回以上全体研修を行い、接遇や介護技術を習得する。
- (4) デイサービス業務終了後に行う終礼で、利用者の状態やサービスの質について意見を出し合い、全員が共有できる体制づくりに努める。
- (5) 職員一人ひとりが広い視野を持ち、事業所全体を見つめ直し改善していく。
- (6) 個人情報の保護・管理については十分に配慮し、守秘義務は遵守する。

5. 迅速かつ適切な緊急・災害時対応

- (1) 事故発生時はマニュアルに沿って迅速かつ適切に対応する。
- (2) 事故が発生した原因、対策を総合的に検討し、今後の事故防止の対策として活用する。
- (3) 利用者の状態が急変した場合、マニュアルに沿って対応するとともに、家族・主治医・関係機関等に速やかに連絡し、状況によっては、救急車を要請するなど、利用者の命を最優先に考える。
- (4) 当所および近隣で火災が発生した場合は、防火管理者の指示に従い、利用者の安全確保を第一に考えて行動する。
- (5) 地震や津波が発生した場合は、利用者の避難誘導など安全確保を行い、当会本部、尾鷲市災害対策本部と連携し、二次災害の防止に努める。
- (6) 消火訓練・避難訓練を年2回以上実施する。

6. 適切な苦情対応

利用者やその家族からの苦情・要望は今後のサービス提供を行う上で、大切な提言であると捉え誠実に対応する。苦情を受けた際は苦情報告書を作成し、適宜、検討のうえ改善策を講じる。

7. 衛生管理

- (1) 事業所の設備・備品等は定期的に消毒を施すなど、清潔の保持や衛生管理に十分留意する。
- (2) 職員は感染症に関する基礎知識の習得に努め、年1回以上の健康診断を受診する。

尾鷲市福祉保健センター、輪内高齢者サービスセンターの管理・運営

[基本方針]

- (1) 施設の効果的な管理運営
- (2) 館内施設機能の有効活用及び利用者のニーズの把握と適切な対応
- (3) 地域福祉、保健向上、市民活動のための有効な活用
市内の福祉および保健事業の拠点として、市民に有効利用されるように利用者の視点に立った相談に乗り、適正な貸館管理を行う。
- (4) 災害時における避難収容施設として受け入れ体制の整備

[事業方針]

1. 尾鷲市福祉保健センター
 - (1) 利用者の安全対策の実施
 - ① 防火訓練の実施
 - ② エレベーター・火災報知機等の安全点検の実施
2. 輪内高齢者サービスセンター
 - (1) 社会福祉協議会の分室
 - ① 地区福祉委員会活動の推進
 - ② ボランティア活動の推進
 - ③ 福祉に関する各種相談事業の実施
 - ④ 各種募金事業
 - (2) 輪内地区配食サービス事業の実施
 - ① 輪内地区での生活支援型配食サービス事業の受託及び自主事業「あったか弁当」の実施（週3回）

